

【訂正】2024 年 10 月 4 日

プレスリリースの下記内容を訂正しました。

訂正前) グローバル枠組み協定 (以下、「GFA」)

訂正後) 枠組み協定 (以下、「協定」)

訂正理由：多国籍企業と国際的な労働組合組織等との間で締結される「グローバル枠組み協定 (Global Framework Agreement)」との混同を避けるため

Panasonic Group



2024 年 2 月 26 日

国際移住機関 (IOM)

パナソニック ホールディングス株式会社

パナソニック HD と国際移住機関 (IOM) がサプライチェーンにおける移住労働者の 権利向上のための戦略的パートナーシップを締結

パナソニック ホールディングス株式会社 (以下、「パナソニック HD」) と国連の関連機関である国際移住機関 (以下、「IOM」 International Organization for Migration) は、サプライチェーンにおける移住労働者の権利向上のための枠組み協定 (以下、「協定」) に署名しました。

IOM は、70 年以上にわたり、政府、市民社会、国際社会、民間部門と協力し、安全で秩序ある正規の移住を促進してきた国連システムに加盟する政府間機関で、2023 年現在、世界 171 カ国に、557 カ所のフィールドオフィスを構えています。地域の旗艦事業である「アジアにおける人の移動に関するビジネスと人権プログラム」を通じ、ビジネスと人権にまつわる対話に移民の観点により多く含まれるように努め、倫理的な採用と責任ある雇用を奨励し、非正規移住に替わる正規の移住労働を促進するために、各地のパートナーと協力し、活動を続けています。

IOM がまとめた「[現代奴隷制の世界推計](#)」の最新報告書では、世界の強制労働の被害者 2,800 万人のうち、1,500 万人が集中しているアジア太平洋地域は、強制労働の被害者が世界で最も多い地域だと明らかにされており、この協定は極めて重要な意味を持ちます。移住労働者は、現地の労働者の 3 倍も高い確率で搾取され、強制労働全体のうち 86%は民間部門で起きています。

2018年以降、パナソニックグループのマレーシア国内各社は、IOMとの連携のもと、「外国人労働者の責任ある採用と雇用に関するグループ方針」や業務手順書（以下、「SOP」）を採択し、グループ各社で雇用する外国人労働者の人権尊重の取り組みを継続的に進めて参りました。

協定は、国連が定める「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、「UNGP」）」および IOM の「雇用主向け移住労働者ガイドライン」に則り、外国人労働者の人権尊重を推進する協力の枠組みとなります。直近の取り組みとしては、IOM による専門的な助言や、マレーシアでのパナソニックグループの方針や SOP の今日的な見直し、ビジネスパートナーの能力開発、外国人移民労働者視点での取り組みの更なる評価と見直しなどが含まれます。IOM は、移住労働者の権利を守ることは、国家と企業によるそれぞれの責任を果たすことにより、初めて成り立ちうるもので、正規の移住労働を実現する基盤となると考えています。また、UNGP の「保護、尊重及び救済」の枠組みに基づき、移住労働者の権利を守るために、政府や民間企業、市民社会のメンバーとも協働しています。

パナソニック HD グループ CHRO の三島茂樹は、「IOM とのパートナーシップは、パナソニックグループとサプライチェーンにおいて、労働者が自由に選択できる雇用を確保するというグループのコミットメントを示すものです。これは、強制労働のリスクや移住労働者が直面する課題に協力的かつ革新的な方法で取り組む、グループの継続的な改善への道のりにおいて、次の段階に向けたステップになると期待しています。」と述べました。

IOM のエイミー・ポープ事務局長は、「この協定は、私たちが力を合わせて、倫理的な採用と責任ある雇用を促進し、強制労働と戦っていくための非常に重要な一歩となる。世界各地の移住労働者の権利を保護し、ウェルビーイングを高めていくために、パナソニックグループとの協力に大きな期待を寄せています。」と語りました。

パナソニックグループは、このパートナーシップを通じてグループの事業運営とサプライチェーンにおいて労働者が自由に選択できる雇用を確保し、強制労働のリスクや移住労働者が直面する課題に継続的に取り組みます。